

新 旧 対 照 表

横浜市環境影響評価条例施行規則（H24. 10. 1 改正施行）

現 行	別表第1（第3条及び第4条）第1分類事業及び第2分類事業		
	事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
	(省 略)		
	3 工場及び事業場の建設	(1) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の特定工場（電気供給業に係る工場又は事業場を除く。以下「特定工場」という。）の新設の事業であって、排水（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項の排水をいう。）の量（間接冷却水を除く1日当たりの平均の量をいう。以下「排水量」という。）が1,000立方メートル以上であるもの、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号） 第3条第2項第8号 の指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考1に定めるところにより重油の量に換算した量の1時間当たりの合計量（以下「燃料使用量」という。）が4キロリットル以上であるもの又は敷地面積が3ヘクタール以上であるもの	(1) 特定工場の新設の事業であって、排水量が750立方メートル以上1,000立方メートル未満であるもの、燃料使用量が3キロリットル以上4キロリットル未満であるもの又は敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの
(省 略)			
改 正 規 則	別表第1（第3条及び第4条）第1分類事業及び第2分類事業		
	事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
	(省 略)		
	3 工場及び事業場の建設	(1) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の特定工場（電気供給業に係る工場又は事業場を除く。以下「特定工場」という。）の新設の事業であって、排水（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項の排水をいう。）の量（間接冷却水を除く1日当たりの平均の量をいう。以下「排水量」という。）が1,000立方メートル以上であるもの、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号） 第2条第5号 の指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考1に定めるところにより重油の量に換算した量の1時間当たりの合計量（以下「燃料使用量」という。）が4キロリットル以上であるもの又は敷地面積が3ヘクタール以上であるもの	(1) 特定工場の新設の事業であって、排水量が750立方メートル以上1,000立方メートル未満であるもの、燃料使用量が3キロリットル以上4キロリットル未満であるもの又は敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの
(省 略)			